

# 岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、岐阜県において喀痰吸引等事業者又は特定行為事業者の登録を受けている事業者もしくは登録研修機関の登録を受けている事業者に対し、介護職員等がたんの吸引等の医療的ケアを行うために必要な体制の整備や、職員が喀痰吸引等の手技等の確認をするための喀痰吸引等研修用機器（以下「研修用機器」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

## (研修用機器)

第2条 研修用機器は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 喀痰吸引研修用機器 一式
- 二 経管栄養研修用機器 一式

## (貸出期間)

第3条 研修用機器の貸出期間は、原則として7日以内とする。ただし、あらかじめ岐阜県知事（以下「知事」という。）の承認を得た場合には、上記の期間を超えて使用することができるものとする。

## (申請手続)

第4条 研修用機器の貸出を希望する者は、貸出を受けようとする7日前までに、岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

## (貸出の承認)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定し、岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

## (機器の管理)

第6条 前条の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、当該研修用機器を常に良好な状態で管理し、使用するものとする。

2 借受者は、借り受けた研修用機器の運搬及び維持管理（消耗品を含む。）に要する費用を負担するものとする。

## (承認内容の変更)

第7条 借受者が、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

## (変更申請の承認)

第8条 知事は、前条の変更申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

## (返却)

第9条 借受者が研修用機器を返却するときは、岐阜県喀痰吸引等研修用機器使用状況報告書（様式第5号様式）を知事に提出し、知事の点検を受けるものとする。（破損・紛

失等届)

第 10 条 借受者は、借り受けた研修用機器を破損、汚損又は紛失したときは、速やかに喀痰吸引等研修用機器破損・紛失等届（様式第 6 号）を知事に提出するものとする。

（修繕義務）

第 11 条 借受者が故意又は重大な過失により借り受けた研修用機器を破損、汚損又は紛失した場合は、借受者の費用において修理、現状復旧するものとする。

（転貸等の禁止）

第 12 条 借受者は、研修用機器を第三者に転貸し、又は岐阜県の権利を侵害する行為は一切することができないものとする。

（返還）

第 13 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 3 条の規定にかかわらず、借受者に対し、研修用機器の返還を求めることができる。

- 一 借受者が当該研修用機器を使用しなくなったとき。
- 二 借受者がこの要綱の規定に違反したとき。
- 三 その他知事が特に必要があると認めたとき。

（貸出し機器の位置づけ）

（雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出申請書

岐阜県知事 様

年 月 日

申請者  
住 所  
電 話  
氏 名

下記により研修用機器の貸出を申請します。

貸出を受けた機器については、貸出要綱に基づき、責任をもって管理し、原形のまま返却することを誓約いたします。

借受責任者 氏 名				
住 所				
T E L				
貸出希望機器  (※)	区 分	品 名	規 格	数 量
	喀痰吸引研修用機器	人体実習モデル (4基)	【京都科学】 万能成人実習モデル さくらⅡ	
		吸引シミュレーター (8基)	【京都科学】 吸引シミュレータ Qちゃん	
		吸引器 (8基)	【ブルークロス】 3WAY-750	
		パルスオキシメーター (8基)	【村中医療器】 パルスワンプMP100	
	経管栄養研修用機器	人体解剖モデル (9基)	【京都科学】 経管栄養法モデル	
イルリガートルスタンド (9基)		【マイスコ】 5本足・キャスター付き		
貸出希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
備 考				

※ 借用を希望する機器に「○」と数量を記入願います。

様式第2号(第5条関係)

## 岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出承認(不承認)通知書

高第 号  
年 月 日

様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

下記の喀痰吸引等研修用機器の貸出について承認することとしたので通知します。  
なお、使用に際しては、岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出要綱を遵守すること。

記

貸出機器	区分	品名	規格	数量
	(※)	喀痰吸引研修用機器	人体実習モデル (4基)	【京都科学】 万能成人実習モデル さくらⅡ
吸引シミュレーター (8基)			【京都科学】 吸引シミュレータ Qちゃん	
吸引器 (8基)			【ブルークロス】 3WAY-750	
パルスオキシメーター (8基)			【村中医療器】 パルスワンPMP100	
経管栄養研修用機器		人体解剖モデル (9基)	【京都科学】 経管栄養法モデル	
		イルリガートルスタンド (9基)	【マイスコ】 5本足・キャスター付き	
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
備考				

様式第3号（第7条関係）

## 岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出変更申請書

岐阜県知事 様

年 月 日

変更申請者

住 所

電 話

氏 名

年 月 日付け高第 号で承認の通知がありました喀痰吸引等研修用機器の貸出について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

### 1 変更内容

変更前	変更後

### 2 変更理由

--

様式第4号(第8条関係)

## 岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出変更承認(不承認)通知書

高 第 号

年 月 日

様

岐阜県高齢福祉課長

年 月 日付けで変更申請のありました喀痰吸引等研修用機器の貸出については、承認(不承認と)することとしたので通知します。

なお、使用に際しては、下記条件を遵守いただきますようお願いします。

### 記

- 1 喀痰吸引等研修用機器貸出申請書の申請内容どおりに使用すること。
- 2 岐阜県喀痰吸引等研修用機器貸出要綱を遵守すること。

様式第5号(第9条関係)

## 岐阜県喀痰吸引等研修用機器使用状況報告書

岐阜県知事 様

年 月 日

届出者

住 所

電 話

氏 名

下記のとおり、喀痰吸引等研修用機器の使用状況を報告します。

記

研修等実施日	年 月 日( )から 年 月 日( ) 日間
使用場所	
研修等使用人数	
その他	

様式第6号(第10条関係)

## 喀痰吸引等研修用機器破損・紛失等届

岐阜県知事 様

年 月 日

届出者

住 所

電 話

氏 名

下記のとおり喀痰吸引等研修用機器を破損・紛失したので報告します。

機器名	
数 量	
破損・紛失 した日時	年 月 日 時 分
報告事項	(状況を詳しく記入すること)
処理内容	